

報道関係者 各位

令和6年10月28日（月）

【照会先】

愛知労働局

名古屋中公共職業安定所長

栗本 辰也

雇用管理部門 次長（事業所担当）

田中 一男

主任雇用指導官

小嶋 真也

電話：(052)-855-3740（32#）

**!!本年度が初開催となります!!****障害者雇用促進イベント****「“ともに働く”を考える」開催のご案内**

昨年6月1日現在の全国の民間企業における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の実雇用率は2.33%、愛知では2.28%という状況です。

障害者雇用促進法における民間企業の法定雇用率が、本年4月に2.5%になり、さらに、令和8年7月には、2.7%に引き上げられます。

また、令和7年4月には、一部業種に適用されている除外率が、一律10ポイント引き下げられます。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、障害者雇用に係る理解と実際の雇用について幅広く促進するため、“ともに働く”ことについて考える機会作りを目的として本イベントを開催することとしましたのでご案内します。

**1 開催日時、場所**

令和6年11月20日（水）11時00分～15時30分

オアシス21 銀河の広場

名古屋市東区東桜1-11-1

**2 概要等****【ステージ】**

## ① トークショー

テーマ“ともに働く”（登壇者：元中日ドラゴンズ 藤井淳志氏 他）

## ② セミナー（テーマ）

- ・障害者アート雇用
- ・知ってください。聞こえない人のことを
- ・一緒に作る職場の可能性

**【個別ブース】**

- ① もにす認定事業所における障害者雇用の取組の紹介
- ② 就労支援事業所の紹介、作品展示
- ③ 機織り・ボール磨き体験、就労支援機器の紹介・体験 等

**3 取材申し込み等**

○取材を希望される場合は、事前に上記照会先までご連絡をお願いいたします。

# イベント概要

## 1 趣旨

障害者雇用促進法における民間企業の法定雇用率が本年4月に2.5%になり、さらに、令和8年7月には、2.7%に引き上げられます。また、令和7年4月には、一部業種に適用されている除外率が一律10ポイント引き下げられます。

近年、障害者の就労意欲が高まる中、企業の社会的責任から、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増えており、障害者雇用は着実に進展しています。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、“ともに働く”ことについて考える機会を設け、障害者雇用に係る理解と更なる雇用促進ならびに、障害者法定雇用率の上昇に繋げることを目的に開催します。

## 2 開催日時及び開催場所

令和6年11月20日（水）11：00～15：30

オアシス21 銀河の広場（名古屋市東区東桜1-11-1）

## 3 開催内容

### （1）ステージイベント

①就労継続支援 B 型事業所「ATSH RAINBOW」（元中日ドラゴンズの藤井 淳志 氏）、もにす認定事業所、ハローワーク職員による、“ともに働く”をテーマとしたトークショー

### ②セミナー（テーマ）

ア 障害者アート雇用セミナー

（一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会 理事長 川崎 純夫）

（ネットヨタ中部株式会社 人材開発部部长 若杉 純一）

イ 知ってください。聞こえない人のことを

（あいち聴覚障害者センター）

ウ 一緒に作る職場の可能性

（ウェルジョブなごや 雇用推進アドバイザー 佐藤 徹哉）

### （2）もにす認定事業所紹介エリア

もにす認定事業所における障害者雇用の取り組み等を紹介

### （3）就労継続支援事業所エリア

就労継続支援事業所の紹介、作品の展示等

### （4）体験エリア

- ① 機織り、ボール磨き等の体験（就労継続支援事業所）
- ② 就労支援機器の紹介・使用体験（愛知障害者職業センター）
- ③ 点字名刺作り、日常生活用具・パンの缶詰展示等（社会福祉法人 名古屋  
ライトハウス）

#### （5）個別ブース

- ① 県立特別支援学校の紹介
  - ② 障害者雇用の相談（あいち障害者雇用総合サポートデスク）
  - ③ ウェルジョブなごやの紹介
  - ④ アート雇用作者の作品展示
- 他

## 4 参加対象者

- （1）上記2の会場に集まるあらゆる世代を参加対象とする。
- （2）参加企業等からイベントの周知を受けた、障害者雇用に取り組んでいる、これから取り組む事業所の事業主・従業員及び障害者雇用の支援に関わる関係者。

## 5 参加企業等（予定）

- （1）もにす認定事業所 30社（R6.7現在）
- （2）就労継続支援事業所 11社
- （3）愛知障害者職業センター
- （4）社会福祉法人 名古屋ライトハウス
- （5）あいち聴覚障害者センター
- （6）愛知県立特別支援学校 4校
- （7）愛知県福祉局福祉部障害福祉課
- （8）愛知労働局職業対策課
- （9）名古屋中公共職業安定所雇用管理部門
- （10）あいち障害者雇用総合サポートデスク

もなたたでも参加のイ

# “ともに働く”を考える

## ～障害者雇用率制度をご存じですか？

現在、民間企業の障害者の法定雇用率は2.5%。  
従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。  
障害者の職業を通じた社会参加が進む中、ともに働くことについて考えてみませんか？

令和6年**11月20日(水)**

**11:00～15:30**

会場：**オアシス21 銀河の広場**

名古屋市東区東桜1-11-1



### ステージイベント

#### 11:30～**トークショー “ともに働く”を考える**

障害があっても、プロスポーツとともに働くことを形にしたいと支援事業所を立ち上げた元中日ドラゴンズの藤井淳志氏をお招きし、“ともに働く”を考えます。

登壇者：就労継続支援B型事業所「ATSH RAINBOW」藤井淳志氏  
もにす認定事業所 / ハローワーク職員



元中日ドラゴンズ  
藤井淳志氏

#### 12:35～**障害者アート雇用セミナー**

一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会 理事長 川崎 純夫  
ネットトヨタ中部株式会社 人材開発部部长 若杉 純一

#### 13:15～**知ってください。聞こえない人のことを**

あいち聴覚障害者センター

#### 14:00～**一緒に作る職場の可能性**

ウエルジョブなごや 雇用推進アドバイザー 佐藤 徹哉

### 個別ブース

#### もにす認定事業所エリア



##### ・障害者雇用の取組の紹介

※もにす認定事業所とは、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主です。

#### 就労継続支援事業所エリア

- ・就労支援事業所の紹介
- ・作品の展示など

- ・ウエルジョブなごやの紹介
- ・アート雇用作者の作品展示
- ・障害者雇用の相談
- ・県立特別支援学校の紹介  
他

#### 体験エリア

- ・機織り、ボール磨き体験等  
(就労継続支援事業所)
- ・就労支援機器の紹介・体験  
(愛知障害者職業センター)
- ・点字名刺作り、日常生活用具及び  
パンの缶詰展示など  
(社会福祉法人  
名古屋ライトハウス)

主催：**ハローワーク名古屋中**

お問い合わせ先：052-855-3740(32#)

# 会場案内図

## 体験エリア

機織り、  
ボール磨き体験  
(就労継続支援事業所)

## ステージ

11:30～トークショー  
“ともに働く”を考える  
12:35～障害者アート雇用セミナー  
13:15～知ってください。  
聞こえない人のことを  
14:00～一緒に作る職場の可能性

## 体験エリア

就労支援機器紹介・体験  
(愛知障害者職業センター)



対話支援システム



拡大読書器

※就労支援機器一例

## もにす認定 事業所エリア

障害者雇用の取組紹介

## 就労継続支援 事業所エリア

就労継続支援事業所の  
紹介、作品の展示など

## もにす認定 事業所エリア

障害者雇用の取組紹介

## 県立特別支援学校紹介

- ・名古屋聾学校
- ・名古屋盲学校
- ・名古屋特別支援学校
- ・名古屋港特別支援学校

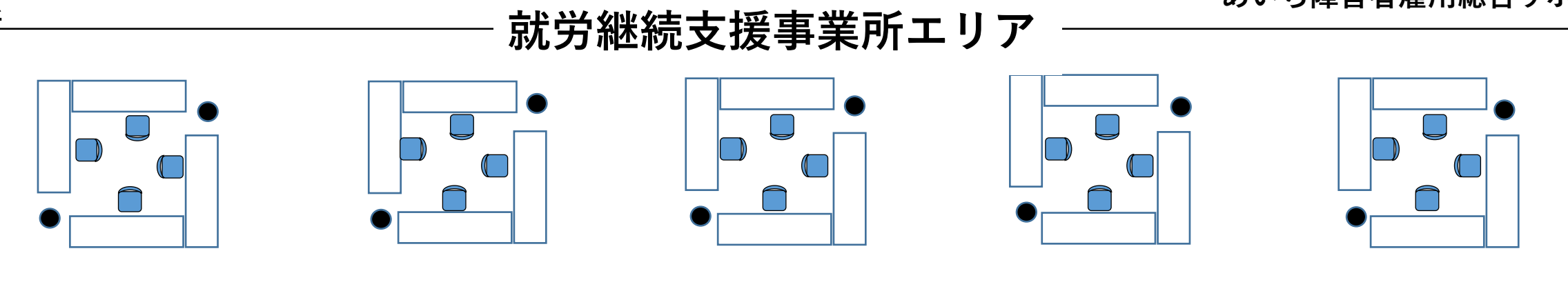
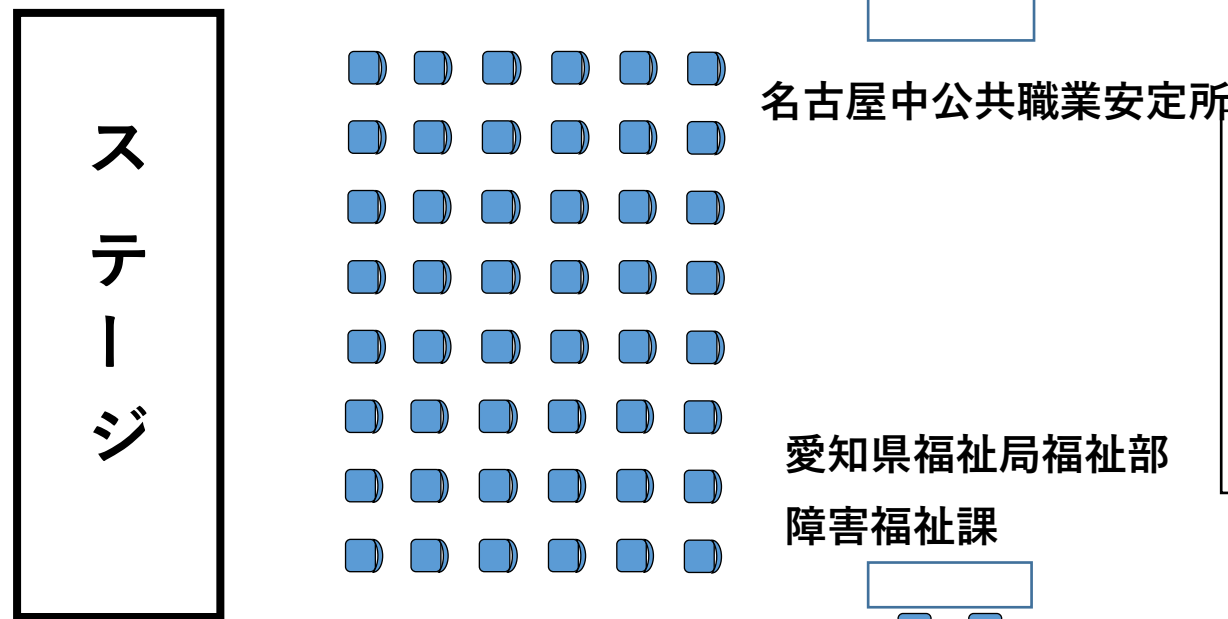
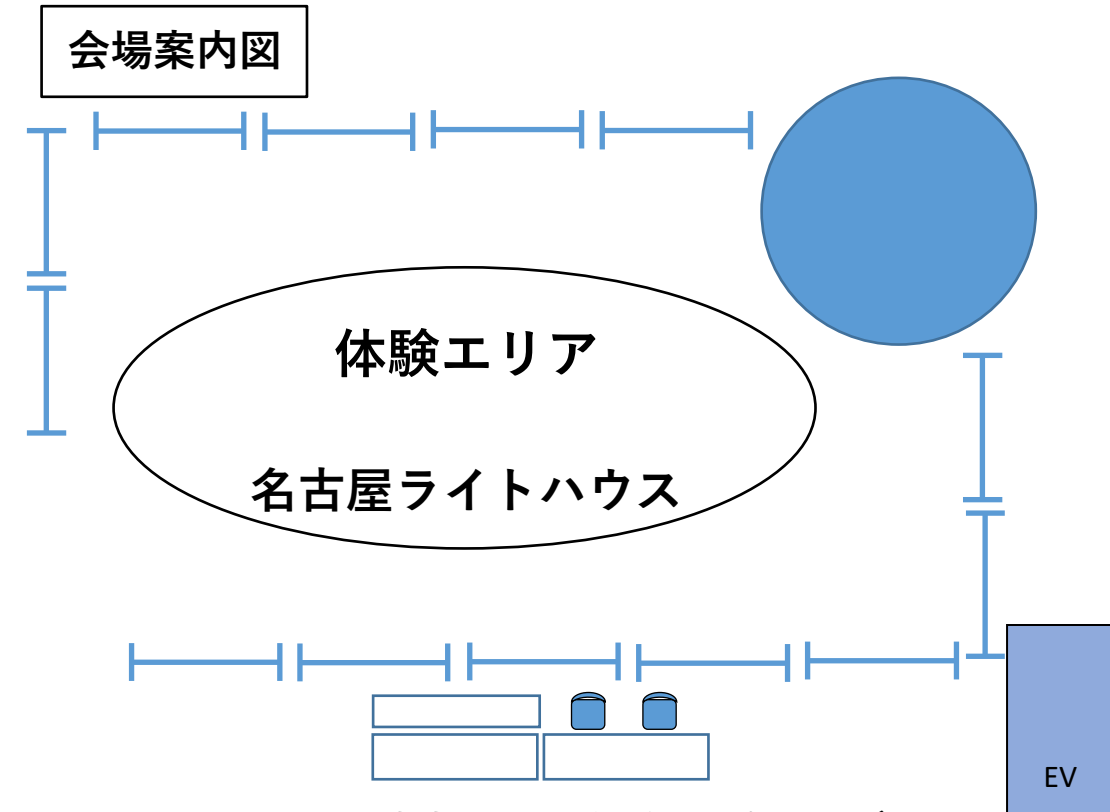
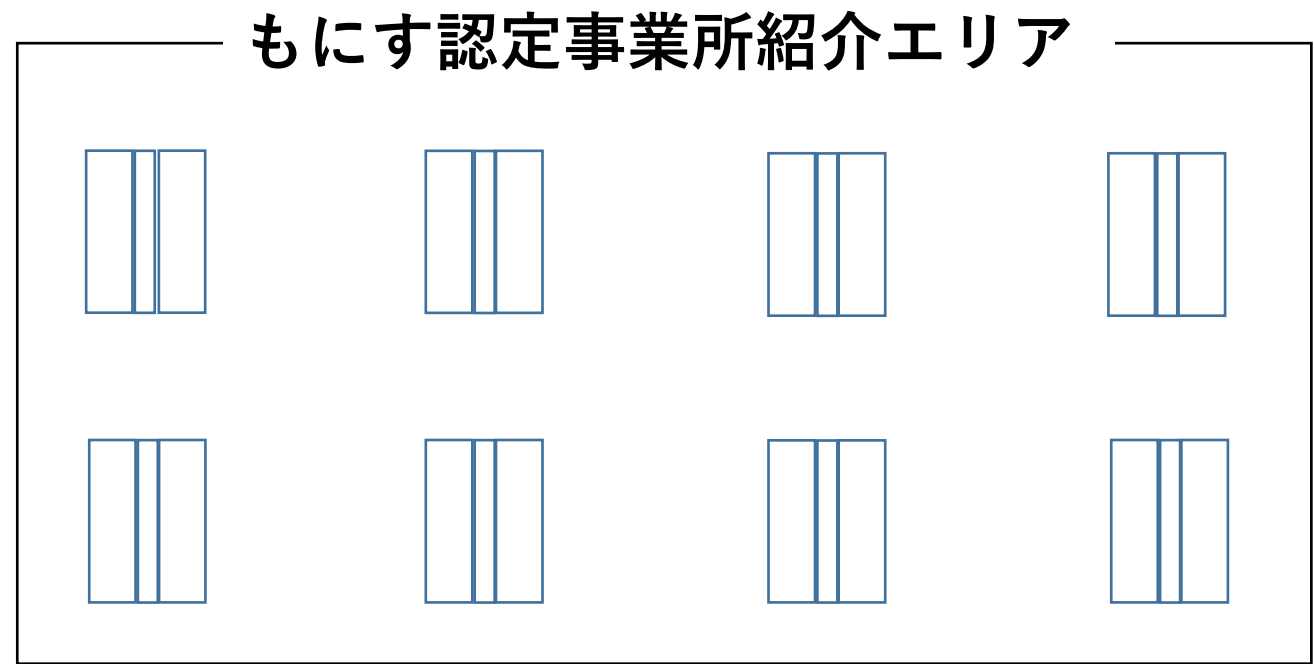
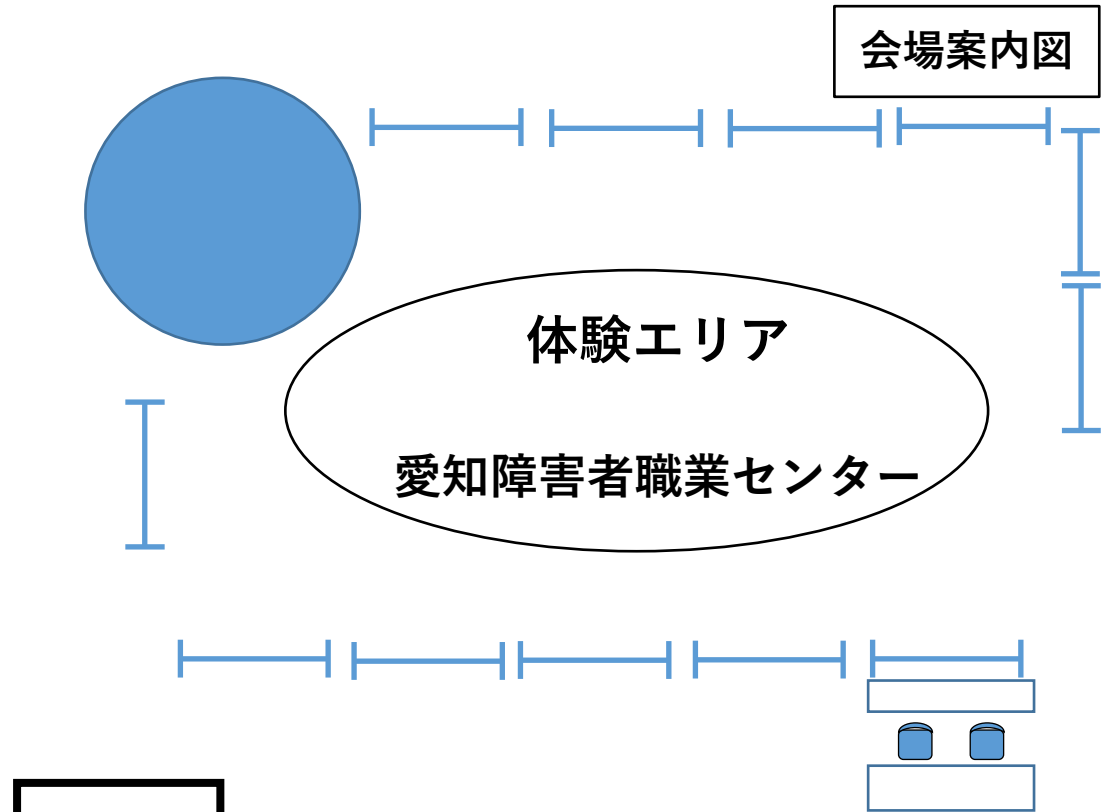
## 体験エリア

点字名刺作り  
日常生活用具・  
パンの缶詰展示など

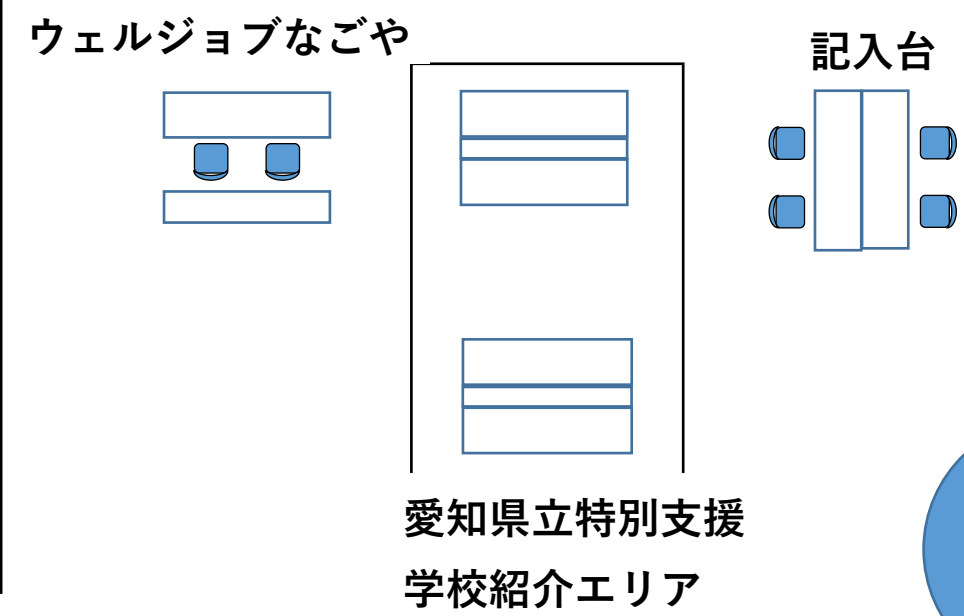
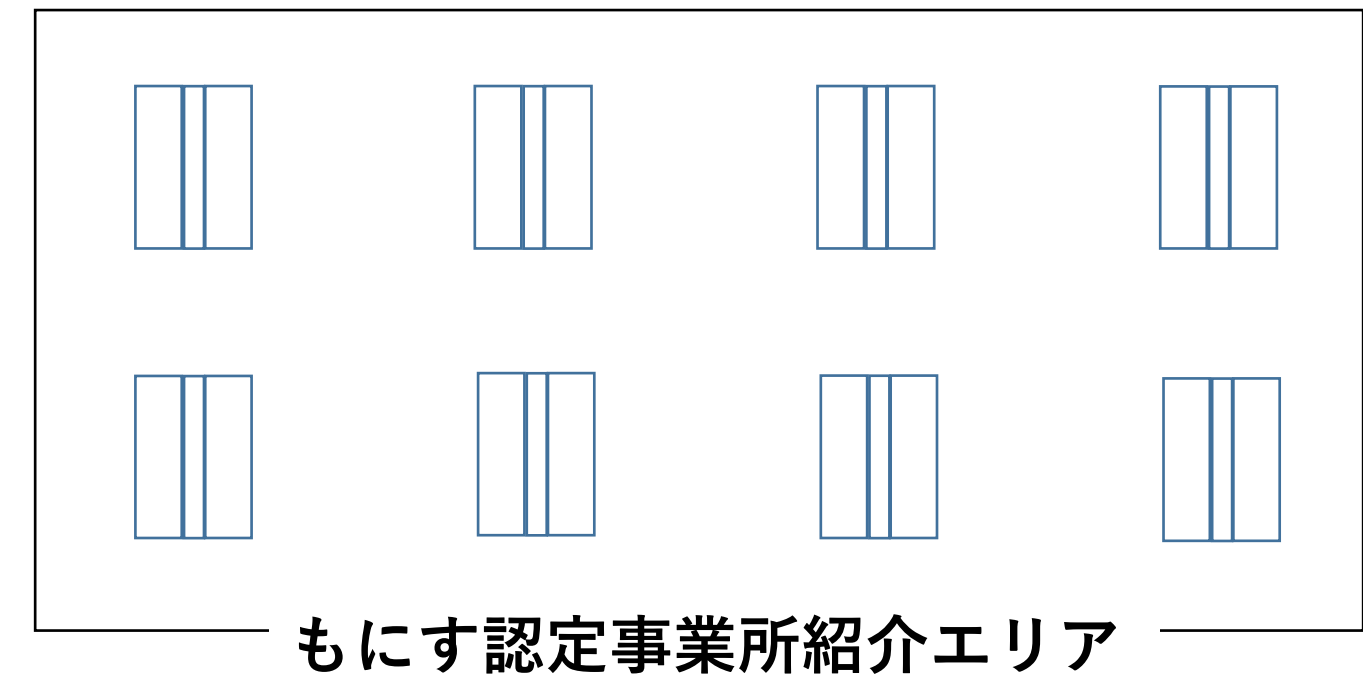
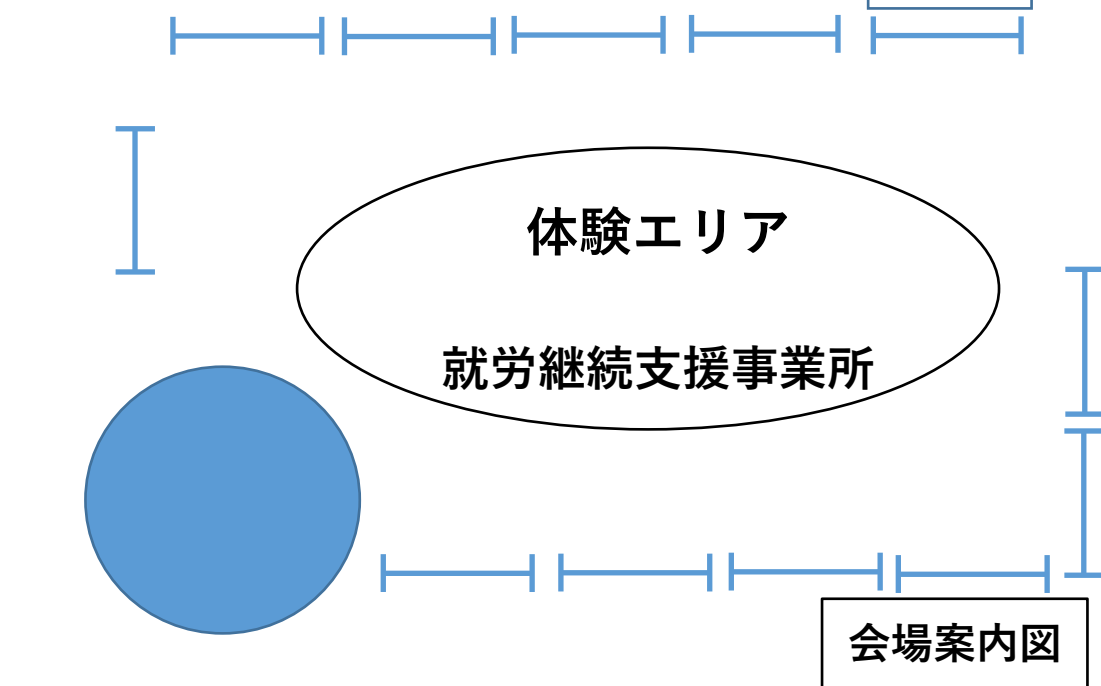
(社会福祉法人  
名古屋ライトハウス)



会場案内



あいち障害者雇用総合サポートデスク



会場案内図



# 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

## Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
一般の民間企業	2.3% (43.5人以上)	<b>2.5%(40.0人以上)</b>	2.7%(37.5人以上)
特殊法人	2.6% (38.5人以上)	<b>2.8%(36.0人以上)</b>	3.0%(33.5人以上)
国・地方公共団体	2.6% (38.5人以上)	<b>2.8%(36.0人以上)</b>	3.0%(33.5人以上)
都道府県等の教育委員会	2.5% (40.0人以上)	<b>2.7%(37.5人以上)</b>	2.9%(34.5人以上)

## Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	現行	変更後
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く）/ 船舶製造・修理業 / 船用機械製造業 / 倉庫業 / 航空運輸業 / 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	
採石業 / 砂・砂利・玉石採取業 / 水運業 / 窯業原料鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） / その他の鉱業	10%	
非鉄金属第一次製錬・精製業 / 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	<b>5%</b>
建設業 / 鉄鋼業 / 道路貨物運送業 / 郵便業（信書便事業を含む。）	20%	<b>10%</b>
港湾運送業 / 警備業	25%	<b>15%</b>
鉄道業 / 医療業 / 介護老人保健施設 / 介護医療院 / 高等教育機関	30%	<b>20%</b>
林業（狩猟業を除く。）	35%	<b>25%</b>
金属鉱業 / 児童福祉事業	40%	<b>30%</b>
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	<b>35%</b>
石炭・亜炭鉱業	50%	<b>40%</b>
道路旅客運送業 / 小学校	55%	<b>45%</b>
幼稚園 / 幼保連携型認定こども園	60%	<b>50%</b>
船員等による船舶運航等の事業	80%	<b>70%</b>

**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。****(令和6年4月以降)**

○ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定ができるようになりました。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。****(令和6年4月以降)****▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設しました。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。

**▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充しました。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化しました。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット



### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



# 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
		優良	1点	取組関係の合格最低点		5点 (満点20点)			

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「もにす認定」事業主一覧

令和6年7月31日現在

事業主名	所在地
株式会社三交イン	名古屋市中村区
社会福祉法人 フラワー園	名古屋市中川区
株式会社ニチアロイ	安城市
アルプススチール株式会社	名古屋市中川区
中電ウイング株式会社	名古屋市南区
株式会社イナテックサービス	西尾市
株式会社 中西	豊明市
株式会社エイゼン	知多郡武豊町
株式会社ジェイアール東海ウエル	名古屋市港区
平下塗装株式会社	大府市
TIY株式会社	稲沢市
にっとくスマイル株式会社	小牧市
有限会社今池工業	愛知郡東郷町
フジ建設株式会社	名古屋市守山区
特定非営利法人つくし	名古屋市守山区
日東電工ひまわり株式会社	豊橋市
株式会社アーレスティ インクルーシブサービス	豊橋市
株式会社町井製作所	刈谷市
デンソー太陽株式会社	蒲郡市
有限会社進工舎	名古屋市千種区
株式会社カワサキ	瀬戸市
株式会社高瀬金型	稲沢市
東名化成株式会社	日進市
ガゼル株式会社	名古屋市中区
愛知金属工業株式会社	大府市
株式会社ツルタ製作所	刈谷市
株式会社敬愛ライン	大府市
平和電子株式会社	名古屋市中川区
株式会社浅井製作所	岡崎市
株式会社BeBlock	名古屋市中村区